

[事案 30-301] 解約取消請求

・令和元年9月13日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の不適切な説明により、更新に際して割増保険料が加算されると誤解したために解約したことを理由に、解約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年4月に契約した特定疾病保障定期保険について、更新時に減額更新するつもりであったが、募集人に対し、当時の服薬状況を伝えたにもかかわらず、割増保険料加算の有無に関する適切な説明がなかったため、割増保険料が加算されるものと誤解し、本契約を解約したが、募集人の説明は不適切だったため、本解約を取り消してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の意向を踏まえ、減額更新について適切に説明した。
- (2)募集人は、割増保険料が加算される可能性についても説明したが、それは、別途提案した新たな契約についてのことである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、解約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が不適切な説明を行ったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。